

いじめ防止基本方針

平成26年9月1日 策定

平成30年4月1日 一部改訂

令和7年4月1日 一部改訂

文京区立青柳小学校

文京区立青柳小学校 「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう、努めなければならない。

青柳小学校全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「青柳小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

1 青柳小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と*一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または*物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

*「一定の人間関係」：学校内外を問わず、同じ学校、学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループなど）、当該児童と何らかの人的関係を指す。

*「物理的な影響」：身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたりいやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。いじめられた児童、生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念

（いじめ防止対策推進法第3条）

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童に関係するという共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ②いじめの防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域・関係機関、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの禁止

（いじめ防止対策推進法第4条）

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、上記（2）基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

(5) 保護者の責務等

(いじめ防止対策推進法第9条)

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には適切に当該児童をいじめから保護する。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記①の規程は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するのではなく、また、上記③の規程は、いじめの防止などに関する本校の責任を軽減するものではない。

2 青柳小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

(1) 本校におけるいじめの防止 (いじめ防止対策推進法第15条)

本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【具体的な取組】

＜わかる授業づくりの推進＞

- 児童一人一人が達成感や充実感をもち、自尊感情を高めることができる、わかる授業づくりの実践に努める。

＜道徳教育の充実＞

- 「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」ことを重点目標とし、思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であることやいのちの大切さ等について、本校のすべての児童が共通の認識をもてるよう、教育活動全体を通じて意図的、計画的、継続的に指導を行っている。
- 道徳授業地区公開講座を活用し、地域、保護者とともに他者を思いやる気持ちや自尊感情について考えられる機会を設け、道徳教育の重要性と心の問題についてともに考える。
- 学校公開や保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた啓発を定期的に行う。

＜体験活動の充実＞

- 他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的、計画的に実施する。
 - *生活科、総合的な学習の時間の体験はもとより、その体験により人とのかかわりが豊かなものとなるスキルを身に付けられるようにする。
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—（東京都教育委員会）」及び「いのちと心のアサーションプログラム（文京区教育委員会）」を活用し、よりよい人間関係を育むとともにいじめ防止に向けた取組を行う。
- 本区の「いのちと人権を考える月間」（5月、12月）では、命の大切さや他者を思いやる心の育成に焦点を当てた取組の充実を図る。

＜教職員の研修＞

- いじめ防止にかかわる研修を実施し、教職員のいじめに対する正しい理解と人権感覚の向上、及びそれらを踏まえた正しい児童理解に立った指導力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 本校は、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。

【具体的な取組】

- 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、実態把握調査を行う。
- 文京区いじめ調査により、アンケート調査を実施する。（6月・11月・2月）

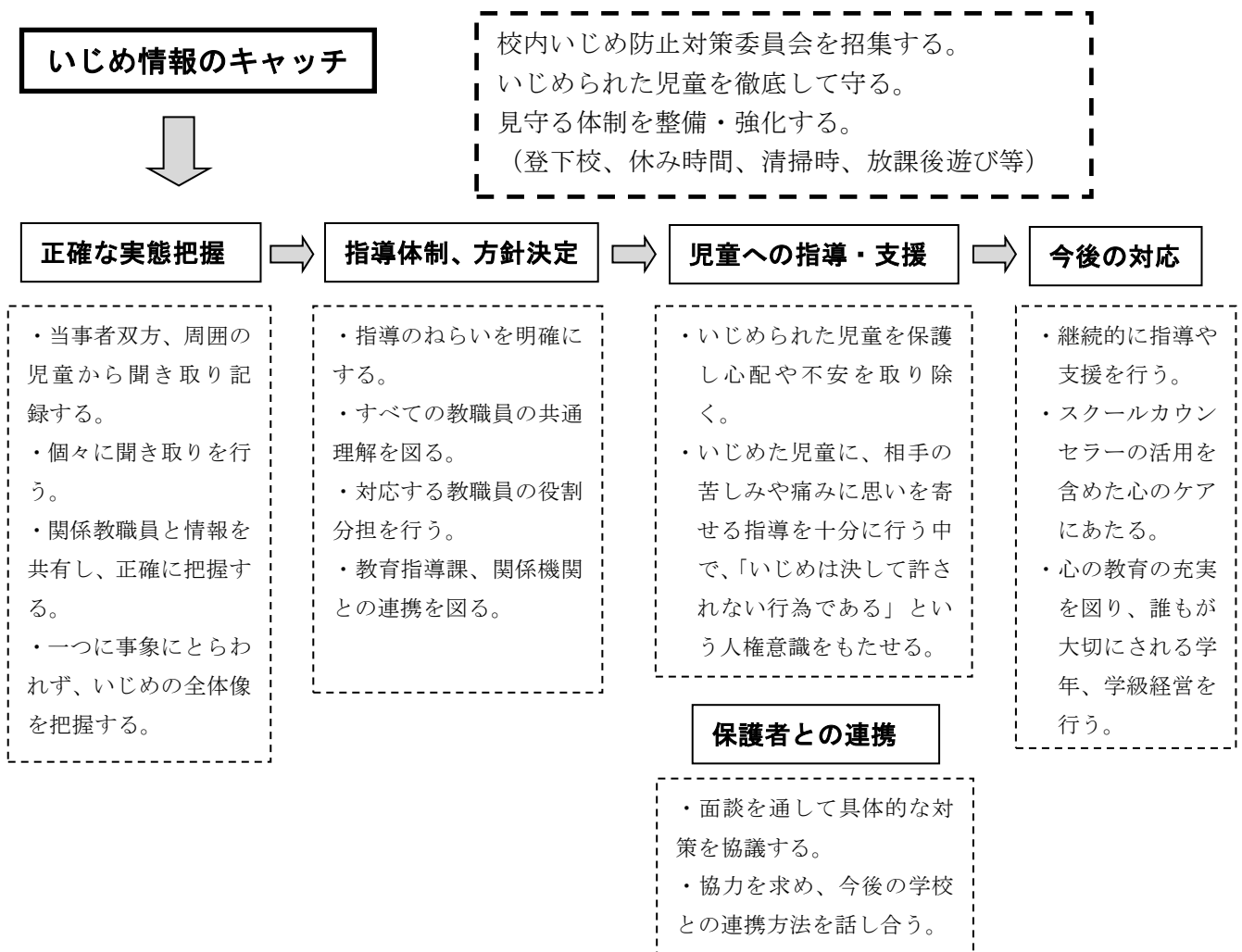
○個人面談などを活用し、児童又はその保護者からの聞き取り調査を行う。

- ② 本校は、在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。また、相談体制の整備にあたり、家庭、地域社会等との連携のもと、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が養護されるよう配慮する。

【具体的な取組】

- 日頃から連絡帳等の活用をしながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないよう努める。
- 出席をとるときに、一人一人の顔を見て声を聴く、個人ノートや生活ノート、日記の記述や保健室での様子を聞くなど、従来から行っていることを改めて意識的に行うことや積極的に活用をしていくよう努める。
- 情報を共有し、速やかな対応をするために、日常生活の中で気になる場面が見られた場合は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を必ずメモし、いつでもその情報を共有できるようにしておく。
- 状況に応じて適切に活用できるようスクールカウンセラー及び教育相談室について周知する。
- 文京区教育センター教育相談室等、関係機関との連携を図る。
- 教育相談関係機関のチラシを配布する等、いじめの把握や相談の充実に努める。

<いじめへの早期対応>



(3) いじめ防止等のための対策に努める教職員の資質向上 **(いじめ防止推進法第18条)**

本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

【具体的な取組】

- 「人権教育プログラム」「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」「いじめ対策指針及び対応マニュアル（文京区）」等の関係資料を活用したいじめに関する研修を学期に一回行い、管理職からの指導助言や情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。
- OJT 研修の一環として、児童理解と道徳教育に関する講師を招へいし、多面的な児童の見方と道徳的心情の理解の仕方について個々の教員の理解を深める。

(4) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進 **(いじめ防止対策推進法第19条)**

本校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【具体的な取組】

- 児童に対して、インターネットやソーシャルメディア利用に関する危険やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、保護者地域への啓発を積極的に行う。

3 青柳小学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 **(いじめ防止対策推進法第22条)**

本校は、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

① いじめ防止対策委員会

- ・構成メンバー・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導担当教員、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー
- ・開催・・・定例会及び事案により随時開催
- ・内容・・・いじめの早期発見、実態把握に関すること
いじめの防止等に関する対策の立案に関すること
いじめの事案への対応に関すること

② いじめ防止サポートチーム

- ・構成メンバー・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導担当教員、スクールカウンセラー、地域関係者（必要に応じて主任児童委員、スクールサポーター等から校長が人選）
- ・開催・・・事案により臨時開催
- ・内容・・・いじめの事案への対応に関すること

(2) いじめに対する措置 **(いじめ防止対策推進法第23条)**

- ① 本校教職員が児童やその保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無について確認を行う等、適切な措置をとる。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 上記②の場合において、必要があると認める時は、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

- ④ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、文京区教育委員会の指導を仰ぎ、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥ 本校において在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認める場合校長及び教員は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

(いじめ防止対策推進法第25条)

4 重大事態への対処

本校は、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに文京区教育委員会に報告を行うとともに指導助言を受け、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ防止対策委員会及びいじめ防止サポートチームの協力を得ながら、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
 - ※相当の期間…不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて上記(1)(2)に相当する重大事態に至ったという申立てがあった時

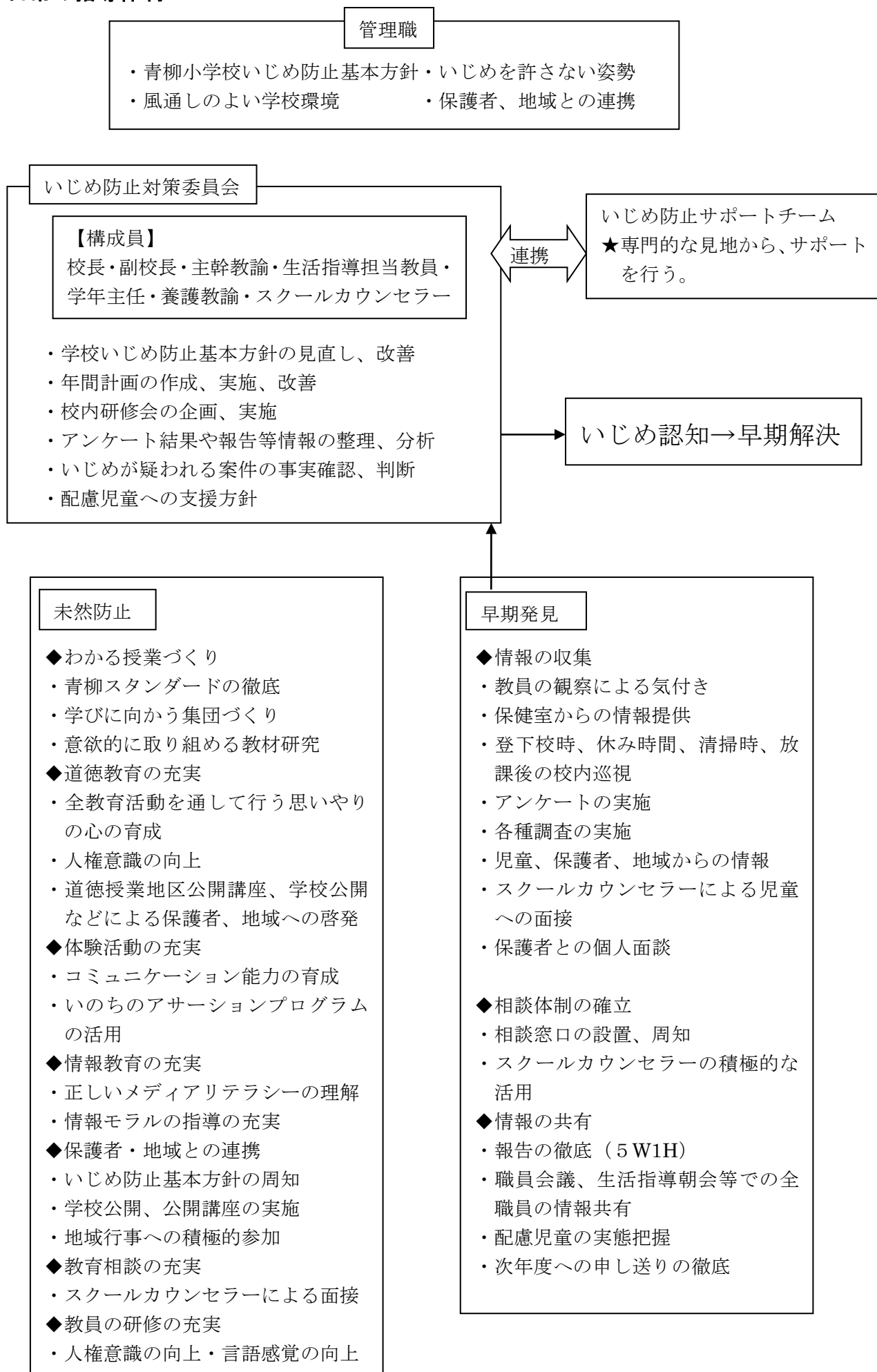
本校は、上記の規程による調査を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

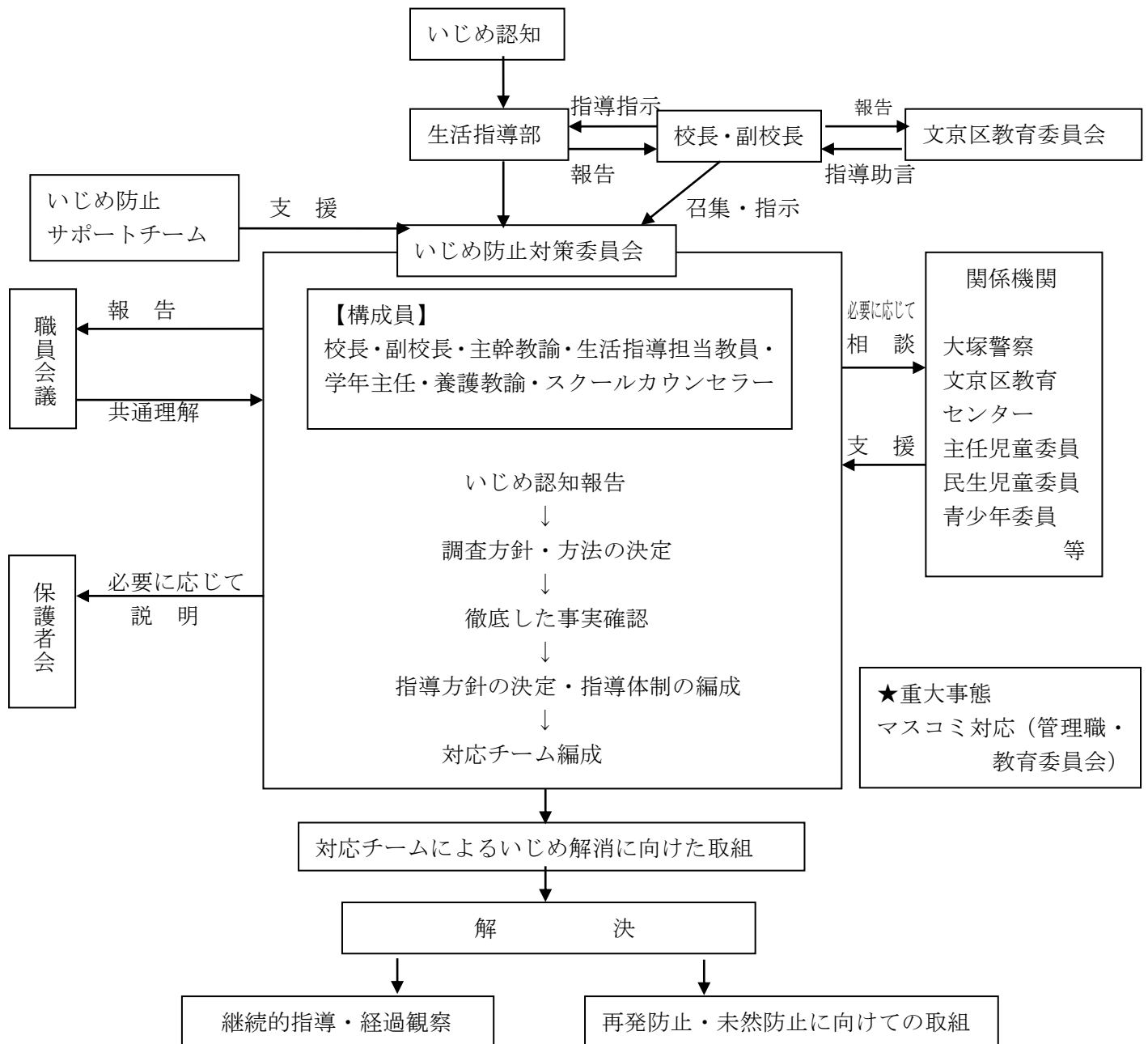
(いじめ防止対策推進法第34条)

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組についての評価項目を掲げ、取組評価アンケートを実施し、取組内容や方法の見直しを行う。

6 日常の指導体制



7 緊急時の組織的対応



◆いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童に十分配慮し、事実の確認を行う。

- ・いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方から事実の聞き取りを行い、聞き取った内容については周辺の児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケート及び調査を実施する。
- ・いじめられた児童に対しては、心配や不安を取り除くよう支援を行う。
- ・いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

◆双方の保護者に事実の説明及び対応についての説明を行う。

◆双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、周辺児童への指導を行う。

8 年間指導計画 <青柳小学校いじめ対策年間計画>

(□教職員の活動 ○主に児童の活動 △保護者への説明・啓発)

	いじめ対策	留意事項
四月	☐ 学年間の情報交換及び指導記録の引き継ぎ ☐ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 ☐ いじめ撲滅宣言（教師が決意を表す） ○学級開き・学級のルールづくり・人間関係づくり △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめ問題に本気で取り組むことを強く示す。 ・学級開きの際、いじめの禁止について宣言する。
五月	○行事（運動会）を通した人間関係の構築 ○スクールカウンセラーによる全員面接（5・6年生） ○いじめ防止のための「学習プログラム」 ☐ 校内研修「いじめ問題に対応できる力を育てるために」を使用	・たてわり班編成の場面に留意する。 ・児童の様子を把握する。 ・いじめについての理解と認識を深め、行動に移す実践力を養う。 ・いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応の意識を高める。
六月	☐ ふれあい月間 ☐ 個人面談 ○いじめアンケートの実施とヒアリング、分析 ○インターネットを通したいじめについての学習会	・いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止やその対応にかかる取組の充実を図る。
七月	△学校評価の実施（保護者の意見を聞く）	・いじめ対策を点検・再考する。 ・保護者と連携を図り、児童の様子を詳しく把握する。
八月	☐ 教育相談に係る研修への参加 ☐ 生活指導担当者連絡会への参加 ☐ いじめに関する職員研修	・相談技術の向上を図る。
九月	○夏休み明け教育相談の実施 ○特別活動（たてわり班活動、委員会、クラブ活動等）を通した人間関係の構築	・児童の服装や言動、友達関係の変化を確認する。
十月	○いじめ防止のための「学習プログラム」 ☐ 校内研修「いじめ問題に対応できる力を育てるために」を使用	・いじめについての理解と認識を深め、行動に移す実践力を養う。 ・いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応の意識を高める。
十一月	☐ ふれあい月間 ○人権標語作成 ○いじめアンケートの実施とヒアリング、分析 ○行事を通した人間関係の構築	・いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止やその対応にかかる取組の充実を図る。
十二月	○人権週間 △学校評価の実施（保護者の意見を聞く）	・「思いやりの心」や「かけがえのない命」について考え、人権意識を高める。
一月	○冬休み明け教育相談の実施 ○いじめ防止のための「学習プログラム」	・児童の服装や言動、友達関係の変化を確認する。 ・いじめについての理解と認識を深め、行動に移す実践力を養う。
二月	☐ ふれあい月間 ○いじめアンケートの実施とヒアリング、分析	・いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止やその対応にかかる取組の充実を図る。
三月	☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。